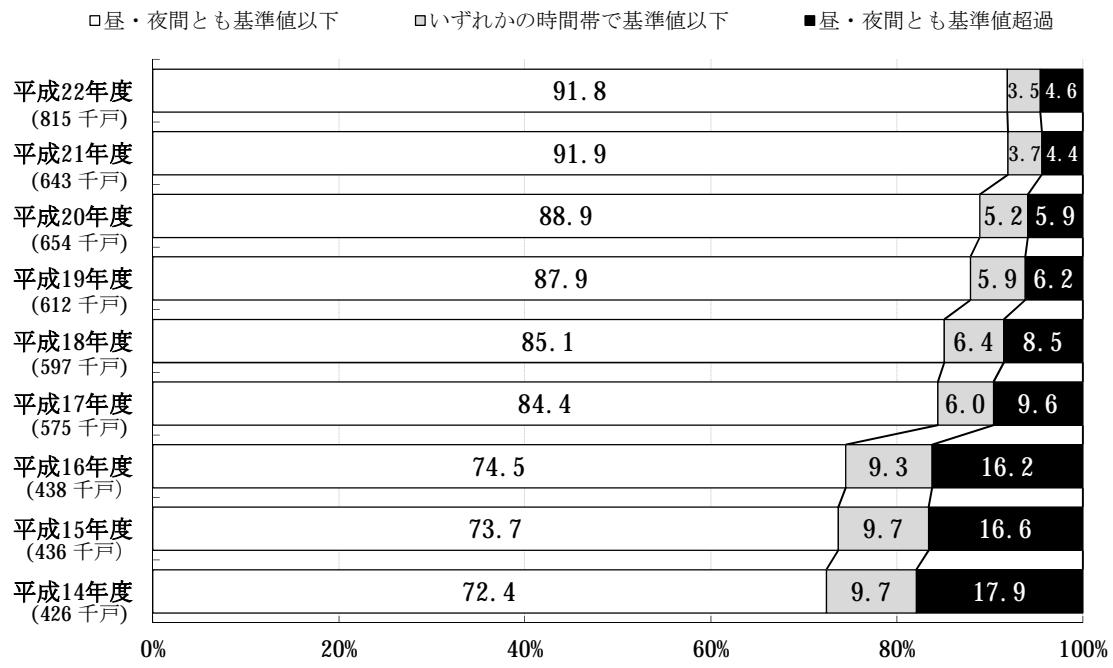


7. 騒音・振動関係データ

7-2 環境騒音（道路に面する地域）の環境保全目標達成状況の推移（面的評価）



注) 1 昼間:午前6時～午後10時 夜間:午後10時～翌日の午前6時

2 ()内の数字は、評価対象とした住居の戸数を示す

3 環境保全目標の地域類型及び基準値は次表のとおり

4 %値は総数に対する割合で、項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

地域の区分	基 準 値 (デシベル)	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値 (デシベル)	
昼 間	夜 間
70 以下	65 以下

備考
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

備考

- (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - ① 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道(市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。)
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル